

## 公益財団法人福岡県建設技術情報センターの講習会等助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人福岡県建設技術情報センター（以下「センター」という。）が行う建設事業に関する講習会等の助成方法について必要な事項を定め、もって建設事業に関する人材育成及び専門的知識・技能の普及に寄与することを目的とする。

### (履行義務)

第2条 助成を受ける者は（以下「助成対象者」という。）、この助成要綱及び別に定める応募要領に基づき誠実に実施する。

### (助成の対象)

第3条 助成対象は、国や県が後援する講習会、研修会、セミナー及びシンポジウムで応募要領の規程に基づくものとする。

### (応募資格)

第4条 募集対象者は、福岡県に基盤を有する大学、高等専門学校等の教育機関に所属する研究者個人、又は研究者個人が所属する非営利法人とする。  
ただし、当センターと直接に利害関係にあるものは対象外とする。  
応募は別に定めた応募様式に必要事項を記入し、センターに提出する。

### (決定)

第5条 応募については、選定委員会において審査を行い、助成金額を決定する。  
また、審査項目については、別紙1に定める。  
なお、選定委員会の委員については、理事長が別に選任する。

### (通知)

第6条 センターは、応募者に審査結果を通知する。

### (助成金の交付)

第7条 助成金の交付は、精算払いを原則とし別に定める応募要領の規程により交付する。  
助成対象者は、助成金の経理に係る証拠書類を提出すること。

### (実績報告)

第8条 助成対象者は、助成事業が完了したときは、その事業が完了してから30日以内に「実績報告書」をセンターに提出しなければならない。

### (額の確定)

第9条 センターは、実績報告を調査し交付すべき額を確定し助成対象者に通知する。

### (附則)

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

### (附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。